

諮問日：平成30年10月26日（平成30年度（最情）諮問第49号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（最情）答申第80号）

件名：新任の最高裁判所調査官に対する職務内容説明に使用する文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「新任の最高裁判所調査官に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年9月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、該当文書は存在しなかった。

新任の最高裁判所調査官に対しては、その職務内容について、他の最高裁判所調査官等から必要に応じて説明を行っており、最高裁判所として新任の最高裁判所調査官に対して職務内容を説明するための文書を作成し、交付する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月18日 審議
- ④ 同年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件の開示の申出は、新任の最高裁判所調査官に対して具体的な職務内容を説明する際に使用される文書に係るものと解されるが、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、新任の最高裁判所調査官に対しては、その職務内容について、他の最高裁判所調査官等から必要に応じて説明を行っており、最高裁判所として新任の最高裁判所調査官に対して職務内容を説明するための文書を作成する必要はないとのことである。最高裁判所調査官の職務に照らして検討しても、このような説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人